第九十三条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「生命保険料の金額、個人年金保険料」を「新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保険料」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書（法第百九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。）に記載されたところに応じ次に掲げる事項

イ　控除対象扶養親族の数

ロ　控除対象扶養親族の有無及び控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨

ハ　控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の特例）の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族がある場合には、その数

ニ　控除対象配偶者又は扶養親族のうちに法第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その数

第九十三条第二項第三号中「法第百九十四条第四項に規定する」を削る。

第九十四条の二第一項第六号を次のように改める。

六　第三号の公的年金等から控除される法第二百三条の四第一号（公的年金等から控除される社会保険料がある場合等の徴収税額の計算）に規定する社会保険料の金額

第九十四条の二第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　法第二百三条の五第一項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）の規定による申告書に記載されたところに応じ次に掲げる事項

イ　控除対象扶養親族の数

ロ　控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨

ハ　控除対象配偶者の有無及び控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨

ニ　控除対象扶養親族又は扶養親族のうちに法第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その数

別表第三㈠の表の備考5中「一般民間国外債（」を「民間国外債（」に、「「一般民間国外債」」を「「民間国外債」」に、「「一般民間国外債等の利子」」を「「民間国外債等の利子」」に、「「第6条第13項」」を「「第6条第11項」」に、「「一般民間国外債等の利子」」を「「民間国外債等の利子」」に改め、同表の備考5㈠中「一般民間国外債等の利子」を「民間国外債等の利子」に改め、同表の備考5㈡中「一般民間国外債等の利子」を「民間国外債の」に改め、同表の備考5㈢中「一般民間国外債等の利子」を「民間国外債等の利子」に改める。

別表第三㈡の表の備考1中「第9条の5の2第4項」を「第9条の6第4項」に改め、同表の備考25中「、第9条の3」の次に「、第9条の8」を加え、同表の備考26中「第9条の5の2第5項」を「第9条の6第5項」に改める。

別表第四㈠の表の備考3㈠中「又は第3項後段」を「若しくは第3項後段又は同法第5条の3第1項若しくは第3項後段」に改め、同表の備考3㈡㈱中「㈱と」を「(非)と」に改める。

別表第五㈠の表中

支払者	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	

を

支払者	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	
	（電話）	

に改め、同表の備考2⑺中「第5条の2第1項」の次に「若しくは第5条の3第1項」を加え、「同条第3項後段」を「同法第5条の2第3項後段若しくは第5条の3第3項後段」に改め、同表の備考2㈩中「㈱と」を「(非)と」に改める。

別表第五十五の表中「保険代理報酬」を「保険等代理報酬」に、

取扱保険料

を

取扱又は保険掛金	支払者	所在地	
		名称	

に改め、同表の備考1中「生命保険会社、損害保険会社又は保険業法第2条第18項」を「保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社、同条第4項に規定する損害保険会社、同条第8項に規定する外国生命保険会社等、同条第9項に規定する外国損害保険会社等若しくは同条第18項」に、「の委託による」を「又は共済に関する事業を行う団体の委託による法第225条第1項第6号の」に、「又は損害保険契約」を「、損害保険契約その他これらに類する共済に係る契約」に改め、同表の備考2㈡中「保険」の次に「又は共済」を加える。

別表第五十一の表中

数量	枚

を

数量	

に、「商品取引員等」を「商品先物取引業者」に改め、同表の備考1中「第90条の5第1項」を「第90条の5」に、「、同項第3号」を「若しくは外国商品市場取引（以下この表において「外国商品市場取引」という。）若しくは同項第3号に規定する店頭商品デリバティブ取引（以下この表において「店頭商品デリバティブ取引」という。）、同項第4号」に改め、「市場デリバティブ取引」の次に「（以下この表において「外国市場デリバティブ取引」という。）」を加え、「同項第4号」を「同項第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に改め、「当該商品先物取引」の次に「若しくは外国商品市場取引若しくは店頭商品デリバティブ取引」を加え、「若しくは店頭デリバティブ取引」の次に「、外国商品市場デリバティブ取引、店頭商品デリバティブ取引」を加え、「、店頭デリバティブ取引」を「、外国市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引」に改め、「（以下この表において「金融商品取引所」という。）」を加え、同表の備考2中「を、商品先物取引」の次に「若しくは外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引（以下この表において「商品先物取引等」という。）」を加え、同表の備考2㈡中「商品先物取引」を「商品先物取引等」に、「商品取引所法第2条第1項に規定する商品取引所」を「商品取引所（商品先物取引法第2条第4項に規定する商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。）」に、「東穀米国大豆」を「東穀とうもろこし」に、